

「生命保険契約における『対価関係』の考察」

「趣旨説明」

早稲田大学教授

中村信男

1 本共通論題の趣旨と検討課題

現代の保険は、様々な新種商品の開発・販売、事業実施体制の整備等に伴い、社会的効用をますます高めている。令和4年度大会シンポジウムでは、「社会課題の解決に向けた保険の意義と課題」をテーマに掲げ、保険制度の多面的展開に応じ「外に開けた」研究を企図した。その一方で、保険制度の機能が拡張することに伴い、その基盤となる保険制度を法的に支える保険契約の本質を再確認した上で、保険制度が担う社会的機能と関連する保険契約の法的構造や法的規律との整合性の有無・程度を検証し、必要に応じ解釈論・立法論を展開する必要がある。

令和4年度大会の法律分野における共通論題では、こうした問題意識に立ち、従来、保険学会ではテーマとされることが少なかった生命保険契約分野から、「生命保険契約における『対価関係』の考察」を検討課題として取り上げ、基調講演と設定テーマに係る報告およびパネルディスカッションを行う。

ここでの考察対象は、「第三者のためにする生命保険契約」であるところ、周知の通り、この種の生命保険契約については、保険金受取人の保険金請求権の固有権性を前提として関連問題の解決を図ろうとする従来の通説的アプローチに対し、保険契約者と保険金受取人間の「対価関係」に着目し当該問題を解決しようとする学説がわが国では有力に提唱されている。そこで、今回の共通論題では、保険法において明文上規定されていない「対価関係」について、以下の諸点を基本的な課題として取り上げ、検討を加える。

- 1) 対価関係について、その意義や保険法上の位置づけ等をどのように考えるべきか。

- 2) 対価関係の意義・法的位置づけとの関係で生命保険契約における保険給付の本質、ひいては保険契約全体を通じた保険給付の本質的議論に繋げることができないか。

2 本共通論題の報告概要等

こうした課題の検討を行うに当たり、早稲田大学の大塚英明教授から、「問題提起」として、本共通論題の基底を成す問題意識を提示して問題点を洗い出し、本共通論題において「生命保険契約における対価関係」の考察を行うため以下の具体的な検討課題を取り上げる趣旨を俯瞰的に説明する。

その上で、武蔵野大学の金尾悠香教授が民法における第三者のためにする契約に係る議論も踏まえ「指定変更権の相続禁止の廃止」について報告し、続いて、一橋大学の得津晶教授が「保険金受取人の先死亡」を、また、関西大学の原弘明教授が「生命保険契約の「対価関係」とは何か」をそれぞれ保険判例や学説の動向・展開を踏まえ検討する。さらに、神奈川大学の長谷川仁彦氏が、実務の観点も加味して、「要約者と受益者との信頼関係の破綻と『対価関係』」について検討を加える。その後、これらの報告による問題提起を踏まえ、パネリストによるパネルディスカッション等を行い、上記の検討課題の理論的解明へと繋げたい。

なお、本共通論題に関する最近の先行研究として、長谷川仁彦ほか『保険金請求権の現代的課題』（2020年・保険毎日新聞社）があるところ、本共通論題はこの先行研究の成果をさらに進展させることを目的とするものである。